

第31回 生活・ビジネスインフラWG（IT分野）議事概要

日時：平成18年2月14日（火） 14:00～15:00

会場：永田町合同庁舎 第4共用会議室

出席者：【規制改革・民間開放推進会議】鈴木主査、鬼木専門委員

【日本放送協会】

- ・ 理事 中川潤一 殿
- ・ 総合企画室〔経営計画〕統括担当部長 今井純 殿
- ・ 総合企画室〔経営計画〕主管 内藤嘉紀 殿

議題：NHKからのヒアリング及び意見交換

～「平成18年度～20年度 NHK経営計画」について

鈴木主査)

第31回の生活・ビジネスインフラWGを開催したいと思います。今日は先ごろNHKから発表されました「平成18年度～20年度 NHK経営計画」に関してご説明をいただいて、内容についてディスカッションをさせていただきたいと思います。最初に20分程度で中川理事のほうからご説明いただいて、残り40分程度を質疑応答とさせていただきたいと思います。宜しくお願い致します。

中川理事)

はい。1月末に、NHKが、平成18年度予算と一緒に発表いたしました3か年の「NHK経営計画」でございますが、これについてご説明申し上げたいと思います。一度お目通しいただいているということでございますので、ポイントだけご紹介させて頂きたいと思います。2ページ、3ページのところでございますけれども、ここは、公共放送とは何なのか、NHKが追求する公共放送の役割とは何なのか、というあたりを述べたところでございますが、私どもが今考える役割というものを定義させていただいているものです。3ページの下に脚注の形で放送法のことを少し書かせていただいておりますけれども、放送法には、ご承知のように様々な規定がございます。放送の中身について、あるいは、番組編集についてなど、様々ございます。そういう基本になる部分を記述しておりますけれども、こういった放送法の趣旨をいかにしてNHKが具体的な放送の中で実現していくのか、ということをやりながら公共放送の役割を追求していきたいということでございます。そのことは、おそらく2011年にアナログ放送が終了いたしました放送の世界では完全にデジタル化されますけれども、その後につきましても、役割としては残るであろうということでございます。もちろん20年も30年もということ視野に入れているわけではございませんが、やはり放送における公共放送の役割というのは残るであろうという趣旨で書かせていただいております。1つは政治的公平性、あるいは、報道の真実性の他に、番組の調和原則といったものです。また、放送だけではなく、調査研究、それから、放送も地域放送、国際放送といったものも含めまして私どもがやっていることを大事にしていき

たいというところでございます。それから、4 ページのところでは、3 か年のところでどういうものを経営の基本方針にするかということで載せてございます。1 つ申し上げたいのは、中身ではなく順番でございませぬ。まず最初に財政の安定を目指すということを掲げております。本来であれば3 番目にございませぬ「NHKだからできる」放送に全力を注ぎませぬ。」ということが、話の順序からしても当然だと考えておりますけれども、今回はこれまでのNHKビジョンというものと若干状況が違っております。また、NHKの状態も違っております。ということで、まず基本的な使命を果たすためにも財政の安定を目指すということを1 番先に掲げさせていただいております。その次に、信頼できるNHKのための改革という順番で載せているということでございませぬ。ということで、5 ページのところは財政の安定性をどのようにして図るのかという考え方でございませぬ。受信料収入が収入の96%を占めますので受信料収入がどうなるかというのが財政の基本でございませぬ。そういった中で5 ページのグラフをご覧頂ければおわかりのように、今年度5960 億円の決算見込みでございませぬ。ただ、これは、相当営業のところも頑張っておりまして、収入が落ち込んだ一番大きな原因でございませぬ受信料の未払い、あるいは保留というものが相当なスピードで回復に向っております。そういうことではございませぬが、平成19 年度決算と比べますと、なお大幅に減収になるということでございませぬ。今年度の決算見込みをベースにしまして来年度5940 億円、これは20 億円さらに減っておりますが、これは今年度増えた未払いの影響が若干残ります。それで少なくなっております。5940 億円を起点にしましてその後は100 億円ずつの増収を図ってまいりたいということでございませぬ。この100 億円も単に数字を並べただけではございませぬ。未払いの回復について、私どもは毎年30 万件ずつほど解決してまいりたいと考えておりますけれども、そうしますとだいたい100 億円の半分ほどは達成できると。あとの半分は新たにご契約をいただくということを考えておりまして、これを「絵に描いた餅」に終わらせないように努力してまいりたいということで、まず財政の安定を図るということです。一方、支出のほうは6 ページ、7 ページにございませぬように、様々な面で徹底的に業務を見直ししながら削減できるところは削減してまいりたいということでございませぬ。回復してきた受信料をどこに使っていくのかということでございませぬが、回復分は6 ページの頭のところにありますように、放送のいっそうの充実に重点的に充てたいと。もちろん、その他研究開発にも配分いたしますけれども、放送の充実にまず充てますということです。それから7 ページのところでは、地上デジタル放送の推進を図ることが国の方針でございませぬので、これにつきましては、「建設費」と私どもは申しておりますが、設備投資のところも700 億円前後の規模で推移していきたいと。地上デジタルに移行する形のは2011 年に間に合うように投資してまいりたいという決意でございませぬ、というところがポイントでございませぬ。しかし、ご承知のようにそれぞれNHKの事業予算、事業計画というのは単年度ずつ国会承認を頂くことになっておりますので、確定につきましては19 年度、20 年度の段階で国会でご審議いただくということです。8~12 ページあたりまでが、どのように、特にガバナンスという視点から改革していくのかということでございませぬ。特に9 ページのところは経営委員会のガバナンスの強化ということを書いてございませぬが、ここの部分は、ご承知のようにNHKは経営委員会と執行部が分かれておりますけれども、このあたりのところは経営委員

会自らが「こうしたい」ということをそのまま載せたというものです。1つは経営委員会のそもその役割はNHKの重要事項について決定するということが大きな役割でございますけれども、全体を通しまして執行部に対する監督機能を高めてまいりたいという趣旨だということでございます。そのために、「評価・報酬部会」を経営委員会の中に設けて執行部に対する目標管理・業績評価を導入するということでございます。その評価にあたりましては、既に執行部の中で行っている「NHK“約束”評価委員会」、これは執行部の中だと申し上げましたけれども委員の方は全て外部の方でございます。まだ結果は出ておりませんが、鋭意その手法も含めて、この結果が今年5月か6月頃にかけて出てまいります。そのような評価とシステムを利用していききたいというのが経営委員会の考え方でございます。いい意味で緊張関係を持ちながら経営委員会と執行部がやっていくということが目的でございます。その他、いろいろヒアリングを執行部に対して行う、あるいは、「指名委員会」を必要に応じて設けて、会長・監事の任命、副会長・理事の任命に対する同意、これらは放送法に規定がございますが、その際にその機能をさらに強化してまいりたいということでございます。さらに、透明性を向上させるために議事録の詳細なものを公開すると。これは既に、先週経営委員会がございましたが、先週分から発言者名も入れて詳細なものを公開するというふうにやっております。それから、ホームページも充実したいということも含めまして取り組んでいきたいということでございます。10ページにまいりまして、執行部はそういった経営委員会と様々な役割分担の中で、あるいは場合によっては一体として、緊張関係を持ちながら運営していくこととなりますけれども、外部の人材を執行部の中に起用したいということを考えてございます。これまで民間の手法、あるいは民間の知恵、経営的な意識、こういうものが欠如しているというお叱りも随分頂きました。その反省にたつて執行部としても外部の人材を起用したいということでございます。それから、経営情報の公開を積極的に進めてまいりたいと考えております。相当のところはやってございますが、特に受信料の使い道その他についての情報の公開が足りないのではないかとご指摘を頂いております。これについては、一方で放送の自由・表現の自由というものがございまして、編集権の問題もございまして、そういったことを全て明らかにするということは編集権にも絡みますので、バランスを保ちながら、しかしながらより積極的な公開に取り組んでまいりたいという考え方でございます。14ページ以下のところは放送について記載させていただいておりますが、特に17ページから18ページの部分、アーカイブスの積極的な活用ということで、川口にNHKアーカイブスがございまして、そこに一括してこれまで作りました番組、ニュースその他を保存し、それから公開手続が済んだもの、著作権等の処理が済んだものは公開させていただいております。これをもっと活用していただけるような仕組みを考えてまいりたいということで、例えば、インターネットを通しまして、どんなものが公開の対象になっているのか、どんなものを保存しているのか、といったことを検索できるようなサービスを順次やっていきたいということでございます。ただ、ここにつきましては著作権の問題でございますとか、あるいは、経費の問題、個人情報保護等の問題もございまして、なかなか想定されているほど簡単ではないという現実もございまして、できるところからきっちりやっていくということでございます。19ページから22ページのところまでは、この3年の間に開

始する、あるいは、開始したいというものをいくつか新しいサービスとして記述させていただいております。1つは「ワンセグ」でございます。これはもう携帯電話の受信端末が出回っておりますので手にしていられる方もいると思いますが、携帯電話で地上デジタル放送が受信できるもので、地上デジタル放送を開局したその時点から順次ご覧になれるというものでございます。発売されている物を見ましたが非常に画面がきれいでございます。意外とこれは普及するのかなと考えております。ただ、これは受信料の契約の対象にはなりません、すでに受信契約があればこれを持っているからということで何かお金を頂くというところまではしていないということでございます。それから、2つ目がサーバー型放送サービスであります。、21 ページのところを図がございしますが、簡単に申し上げますと電波による放送とブロードバンドを使った通信の双方からコンテンツを取り入れ、それからまた、コンテンツと同時にメタデータと呼ばれるコンテンツについての様々な情報が含まれているデータを電波あるいはインターネット等々で送りながらメタデータを使って自由に視聴するという形のものであります。そのことによってハイライトシーンだとか見たいところだけを見る、あるいは見逃した番組を見るといったことが便利に行うことができるということで、これについても放送と通信が融合と言いますか、連携した形として今後進むと思われましますのでこれらを是非手がけたいというのがNHKの希望であるというところでございます。ただこれにつきましては、放送法の改定ですとか経費負担をどうするか等々、様々な課題を積み残しているということも事実でございます。もう1つは22 ページのところにありますデジタルラジオであります。デジタルラジオというのも既に実用化試験放送を東京と大阪でやっておりますが、これも本放送化したいということが総務省の考えとして決まっております。これはテレビのワンセグと同じような中身になるというふうに考えていただいて結構でございます。ただ、携帯電話で視聴できるというようなことは行われておりません。まだ受信機も普及しておりません。したがってなかなかデジタルラジオというものがどういうものかを一般の方々にご理解いただくチャンスは少ないのでございますけれども、今後本放送が始まって受信機も導入される、場合によってはこれも携帯電話で視聴できるということになれば、ほとんどワンセグと同様のサービスができるものというふうに思われます。それから23 ページ以降のところ、NHKの組織の改革、それからスリム化ということを述べております。組織の統合化を図ります。26の部局がございしますが、それを20にしましてスリムな格好にしまして指示命令系統が簡潔に行われる、それから制作主体の組織に直したというのがポイントでございます。あわせてまして職員の削減も、これは「新生プラン」を出したときのお約束でございますが、3か年で1200人を削減すると。それから、24 ページから25 ページにかけての子会社等でございますけれども、これも本体と同様に子会社の役割をきちんと踏まえた上でスリム化してまいりたい、子会社の合併・統合も図ってまいりたいというところであります。それからまた、様々な子会社等の経営情報、ほとんどは実はホームページに載っておりますけれども、役員報酬につきましては載っておりません。これも他のケースと同じように営業報告に記載して公開する形で情報公開を進めてまいりたいというところでございます。ちなみに、本体との連結決算は平成14年度決算から本格的に載せてきています。それからまた、子会社等の取引につきましても24 ページの欄外のところに細かく書いてございます。

それから競争契約の推進、これも NHK としては原則にしておりますけれどもまだまだ足りないというご指摘を受けております。ただここで私どもとしては是非ご理解いただきたいと思っておりますのは、番組制作の委託につきましては随意契約がほぼ 100%でございます。これは子会社を通して行っております。これは、他の商品のようにプロダクションが作ったものをプロダクションが並べて NHK なりが買うという仕組みではございません。まず企画というものが決定しまして、制作のための経費もお渡しして引き取るという格好ですので、どうしても引き取るに際して番組の良し悪し、質の高さというものが求められます。公共放送に相応しいものでなければならないということで、この管理のところ非常に大きなウェイトを占めてきます。ということで管理については子会社を利用しているということですので、その部分はそのような事情があるということをご理解いただきたい。しかし、外部プロダクションも、管理も含めて相当、力を上げてきていらっしゃると思いますので、今後は管理もお任せするような手法といたしますか、調達の仕方があるのではないかとということで、そういう組織も編成局に設けまして NHK 本体と子会社と外部のプロダクションの三者が企画あるいは価格の面で競争していけるという体制を平成 18 年度から作りたいということを考えております。26 ページ以降は受信料でございます。スクランブル方式につきましては 26 ページの下に書きましたように現行の公共放送としてやっています放送につきましては、やはりスクランブルはできるだけ避けたいというのが正直なところでございます。その上でより公平な受信料体系に変えていくということで、単身赴任それから学生を対象に家族割引を設けたいと。それから白黒でご覧になっている方はカラーに統合したい、等々でございます。それからまた、28 ページのところ、「未払い」「未契約」の双方について書いてありますが、まず「未払い」につきましては、これまでどおり丁寧にご説明し、お願いしてまいりますけれども、どうしても駄目な場合は、支払い督促ということ、簡易裁判所を通してお願いするということ平成 18 年度より実行することを考えております。それから「未契約」の世帯、事業所につきましては、まず契約をいただけるよう民事訴訟を通じてやってまいりたいという考え方でございます。それから、29 ページから 34 ページまで、このところは 3 か年ということではございません。2011 年というあたりを視野に入れながら、衛星放送の在り方、つまり保有メディアの在り方、それから、受信料制度がこのままでいいのかということも含めて NHK として今言えるような提起を取って踏み込んでさせていただいているということでございまして、そのあたりについてはこれから様々な場でご議論を賜って、そういうものに NHK は従っていくということになるかと思っておりますが、NHK として今考えられる考え方というのはこんなところでございますということを申し上げたということです。あとは資料でございます。ざっとした説明は以上でございます。

(鈴木主査)

どうもありがとうございました。それでは質疑に移りたいと思います。

(鬼木専門委員)

たくさんありますが時間が限られていますので、一番大事だと思われることから申したいと思います。もしお許し頂ければ、質問できなかった分は後に書面で追加質問事項として出させていただきます。

具体的な質問、第1点ですが、10ページの執行部の改革のところの後半、「透明性の高い事業運営」の中に「経営情報の公開」として、「受信料の使途などの情報をより積極的に公開する取り組みを推進する」と書かれています。これに関してもう少しお尋ねしたいのですが、昨年末の「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」でもこの点を述べたわけですが。

まず、全般的な考え方について、先ほど理事のご説明の中に「編集権」の問題があるということでした。10ページには「放送の自由」「表現の自由」が書いてありますが、受信料の使途などの情報公開との関わりはデリケートだと思いますので詳しくお尋ねしたいと思います。「編集権」と言われますが、意味が確定していないのでNHKで定義があれば教えていただきたい。それから、具体的にある使途状況を公開したために、編集権、放送の自由、表現の自由が侵されるケース、典型的にはどのようなことがありますでしょうか。

これが全般的な考え方に関する質問ですが、あと具体的な質問として、「取り組みの推進」と書いてありますが、具体的にどの程度のことを考えていらっしゃるのか、あるいは、どの程度まで進んでいるのか。例えば、何年度から開始されるのか、使途には予算と決算がありますが、どちらをお考えになるのか。それから公開の細かさの程度ですね。視聴者の目から見て、例えば、「オリンピック放送は面白かったが費用もかかったのではないか。自分が払った受信料のうち一体どのくらいがオリンピック放送に支出されているのか。安いのか高いのか、たとえば高いのであればオリンピック委員会にディスカウントの交渉をしたほうがよいのではないか」という話が視聴者の間で出る可能性もあるわけですが、そういう話をしようとすればできるような具体的な情報を出すことが必要ではないかと思います。あとは、実際にどの程度作業が始まっているのでしょうか。例えば、既に人が配置されて公表用の計数整理が始まっているのか、そうではなくて、新年度4月から始めるという方向だけを決めた段階ということでしょうか。

(中川理事)

まず最初の「編集権」の定義でございますが、NHKとして「編集権をこのように定義しています」という公式に固まったものは、調べてみないとわかりませんが、たぶんないと思います。放送法の中で言われている様々な規定に基づきまして、自律的にそのことを守っていくということだろうと思います。政治的な公平性というものにも基準があるわけではございませんし、「あまねくかつ良い」ということもしかりです。

(鬼木専門委員)

それでは、編集権が侵されるとしたらどういうケースでしょうか。

(中川理事)

1つは例えば、使途の場合には放送で、例えばオリンピックでいくらか費用をかけたのかを明らかにするのが一番わかりやすいと思います。その場合、様々な経費がございます。出演料というのがございます。もちろんオリンピックの選手に出演料を払うわけではございませんが、放送のために解説者がいますので、放送時間に応じてお支払いをしていくわけです。その際にいくらか払ったのかといったことがわかってしまうということになると、「あの人にはあの解説でNHKがいくら払っている」といったことになります。それはスポーツだけでなく、ドラマなどでも顕著になります。様々な俳優さんを使いますので。「この人は高すぎるのでは

ないか」ということによってキャスティングにまで注文をつけられてしまいます。あるいは、場合によってはそのことによって出演者を変えなくてはならないとなると番組の中身そのものにも影響してくるわけです。わかりやすい例としてはそのようなことが考えられます。ですからそのようなことがないように、そこはやはり「明らかにできません」となると思います。そこは、民放さんも同じだと思います。それから、予算か決算かというお話ですが、私どもは今、16か17の番組の例を示して、ジャンル別の予算につきまして、ドラマならドラマでいくらかを予算の段階で公表しております。いくらかという幅で。

(鬼木専門委員)

平成18年度以降のことについてはどうですか。

(中川理事)

もう少し詳しくできないかどうかを今考えております。

(鬼木専門委員)

どの程度まで詳しくするのでしょうか。

(中川理事)

どの程度まで詳しくできるのかというのは、内部においても議論をしておりますので。それについては現場のほうは「ここまでしかできない」と言いますし、もう少しできるのではないかという意見もあります。そういうことはNHKの情報公開を扱っているセクションがございますので、そういったところの意見も入れながら議論をしている最中ですので、すぐに出せとおっしゃられるとそこはなかなか難しい状況です。

(鬼木専門委員)

どのような種類の議論が出ているかということ公開される意思はございますか。

(中川理事)

ございません。

(鬼木専門委員)

例えば大河ドラマ1つで年間いくらかかかっているか、出演料等の内訳ではなく、番組毎の費用合計が明らかになることが望ましいのです。視聴者から見ればそれぞれの番組という1つの塊を消費しているわけで、これを評価する場合に、それがどのくらい費用がかかっているかということは最も重要な要素の1つです。我々は何を買うにしてもまず値段と中身を比較します。NHKの放送番組の場合は、年間放送される全部の番組を一括した費用つまり受信料だけを知って消費することになっています。スーパーで買物をして、総額だけで内訳のないレシートを買ったら抗議するのと同じことですよ。

(中川理事)

申し上げたように代表的なものの予算についてはほぼ出しています。大河など。

(鬼木専門委員)

しかし、あれは幅を広く持たせた予算になっており、不明確です。

(中川理事)

幅が広いというのはどういう意味ですか。

(鬼木専門委員)

たとえばドラマは何万円から何万円の範囲といった形です。

(中川理事)

ホームページにも載ってございます。

(鬼木専門委員)

例として少数の番組についてだけ出ていますが、放送されている全ての番組ではありません。

(中川理事)

もちろん、全ては出ておりません。

(鬼木専門委員)

私の意見は全ての番組について公表すべきということです。隠す必要があるという理由がわかりません。

(中川理事)

さらに、スポーツなどでは「放送権」の問題があります。放送権は、いくらになるかについてお互いに契約上守秘義務が課せられておりまして、発表できません。発表した途端、「今度あなたとは契約いたしません」となってしまいます。ですから、そのあたりにつきましては、例えばトリノオリンピックでいくらかかったのかということなんかはそうです。

(鬼木専門委員)

出演者の個々の出演料が発表できないのと同じことですか。

(中川理事)

はい、同じことです。

(鬼木専門委員)

しかし、今回のオリンピックの放送で全体としてNHKはこれだけの費用をかけたということは発表できるのではないのでしょうか。

(中川理事)

ですから、そこまでできるかどうかを今検討させていただいていると。

(鈴木主査)

悉皆的にとまではいかないまでも相当程度比較ができるような形で出していただかないと、例えば「あれはいくらでした。それ以外は発表できません」では掴みにくいですね。いい番組だったんだということが視聴者、受信料を払っている者としては知る権利があると思いますが。

(中川理事)

趣旨はよく理解しているつもりですので、どこまで発表できるか、できるだけ発表したいと思っておりますが、一方でそういった事情もありますので、そのところを議論しているところでございます。

(鬼木専門委員)

比較のために申しますと、官公庁の予算は細目まで細かく発表しています。決算も同じことです。これは国民から税金を頂いて国民のために支払っているから、どこにどう使っているかを公表しているわけです。もちろん、例えば機密情報収集費は出せないとか、そういう制約はあ

りますけれども、それは例外です。NHKもある意味で同じでありまして、税金とはいいませんが、税金と同じように国民から一方的に取って、公共放送という事業に支出しているわけです。そういう場合は、原則としてどこにどれだけ使ったかを漏らさず公表するのが当然です。他方、業務上差し支えあるところとは言えない、これは理由があってそこは伏せるということであれば国民も納得すると思うのです。しかし今まで発表していないからといって、今後もそのまま続ける、それを検討しますという形であいまいに終らせることは私としては納得できません。

(中川理事)

それはNHKも発表しているわけです。決算を国会に提出いたします。国会に提出いたしますら会計検査院の検査も受けております。

(鬼木専門委員)

しかしそれは営利会社と同じレベルまでではないですか。

(中川理事)

レベルではなく、法律で決まっています。それ以上のことを求められることについては、それは今検討させていただいています、ということをおし上げています。

(鬼木専門委員)

法律で決まっていないから発表しないということですか。

(中川理事)

そうではなく、今やっているわけです。どこまでご存知かはわかりませんが、決算書にも相当出しています。それを会計検査院の検査をきちんと受けているわけです。ですから、そこでそれを出すのは結構なことです。それでは足りないという議論が今起こっているのです。それは私どもも一生懸命にどうすればいいのか考えさせていただいておりますということです。何もしていないと言っているわけではありません。

(鬼木専門委員)

受信料用途の公表についての考え方ですけれども、一般の会社の場合は、株式会社として財務諸表の形で株主に報告するわけです。それと商品を消費者に売るという立場の2つがあるわけです。NHKの場合は、ある意味で視聴者・国民が株主の立場にいます。この立場については、国会を通じるコントロールがなされているわけです。しかし同時に、他方では、視聴者すなわち放送サービスの消費者であるという二面性を持っています。コントローラー向けの情報は理事がおっしゃるように法律にしたがって十分に出ていると思いますが、私が言っているのは消費者向けの情報がゼロに近いということです。普通の株式会社の場合は財貨・サービスとして売っていますから、消費者は高いものは買わないという選択ができるわけですが、放送の場合はそれができません。官公庁と同じように用途を細かく発表する必要があるということです。つまり法律で決まっている発表内容とは別のことです。

(中川理事)

ですから、そういうことをしたいと申し上げているということです。

(鬼木専門委員)

わかりました。どうもすみません、くどくなりました。

(今井統括担当部長)

専門委員ご指摘のご意見、1つのモノの考え方としてごもっともだと思いますが、やはり根本的に考えますと、公金ですのでその子細を明らかにするという要請が一方ではあると思いますが、一方で表現機関でございますので、どうしても表現等にかかわる問題については情報を全て明らかにするわけにはいかないという要請と衝突している部分があると考えております。編集権というもの、人によって考え方がいろいろあると思いますけれども、放送法上は何人からも干渉されることなく放送番組を制作していかなくてはならないと。その場合に、どうしても最後は実態的な問題に立ち入ってくるわけでございます。その関係でやはりどこかでバランスを得ていかなければならないのかなと思っているわけでございます。したがって今までのNHKの情報開示制度の中では放送関係の文書を開示対象からはずしているわけです。理事がご説明申し上げましたように、どのように運用していくかにつきましては今検討中でございますが、モノの思想がある面では衝突しているということを是非ご理解いただきたいと思っております。

(鈴木主査)

去年の提言では、番組の外部発注を推進すべきだと言ったのですが、今お話を聞いておりますと企画、管理を含めて外部委託を検討すると承りましたが、今年度にそういうものは具体的な問題として出てくるということでしょうか。

(中川理事)

平成18年度に実行できると考えております。

(鈴木主査)

では、数はわかりませんがそういう番組が出てくるということですか。

(中川理事)

はい、定時番組と特集番組というふうに内部で分けてございますが、定時番組というのは放送日が決まっているもので、特集番組というのは例えば記念日ですとか何か特別なときにやるというものです。定時番組については平成18年度ではほぼ固まっておりますのでなかなかそういうものがすぐ出てくるというわけにはいかないかもしれませんが、特集番組等で自由に企画を集めるというものにつきましては、編成局の中にソフト開発センターという部門を設けて、ここが、NHKの内部からの企画、それから子会社が出す企画、さらに外部から独自で出してくる企画の三者を合わせまして同じような土俵の中で審査・検討致します。それで、外部からの企画がいい、価格もリーズナブルだということになればそれを採用してやってもらいます。その場合は子会社を経由せずに、しかしその代わり責任を持って管理も含めてやってください、NHKが求める基準のものを作ってくださいということをお願いして作ってもらうことを考えております。

(鈴木主査)

NHKの中でも「市場化テスト」が導入されるということですね。

(中川理事)

本格的なものになるかどうかはわかりませんが、考え方としてはそういうことです。今までは、

各々の現場で、番組制作局のドラマ部とか、社会情報番組部とか、別々にそれぞれが実施して子会社に配布してきました。ですから、コントロールが非常に難しかったのですが、それを全部やめさせて編成局に一元化して、その代わり中も外も全て見渡せるという状況の中でそれを選んでいきたい、徹底していきたいということです。それが増えてくれば相当自由闊達な競争が行われてくると思います。

（鈴木主査）

そうやっていくつかのものが競い合ってどれが一番いいのかということをやっていくというのは重要なことですね。それから、1200人も人員削減をしなければならぬから、やはり内製するものは必要最小限にしていかなないと人員削減の原資が出てこないですね。あるいは経費削減の原資が出てきませんね。それから、話を承っていると、厄介なのですが、「公共放送とは何か」という議論に戻ってしまいますが、どうなのでしょう、公共放送の内容を充実して良質で程度の高いものにすることに異論はありません。が、その結果としてNHKのやる範囲が、今のように外部に出すものも含めて、どんどん範囲が広がるようなイメージを私は感じるのですが。それ自体、1つの経営体としては大きくなる、あるいは内容を良くするというのは当然のことですが、しかし、一方では「公共」という役割を持った、「官」ではないですが、「官」か「民」かと言ったら「官」の領域ですね。「官」の領域の拡大に対して「ちょっと待ってください」と。なるべく「官」は必要最小限なものにして、すなわち公共放送は必要最小限なものにして、そして「民」のほうに従来「官の仕事」と言われていたものを移してくださいと主張することが、我々の会議が与えられている使命です。その視点というものとバッティングするのではないかという感じもするのですが、これについてはどうでしょうか。

（中川理事）

確かに、おっしゃる趣旨もよくわかります。どのあたりで線を引けばいいのかですね。むしろ明確になっていないということが実は課題なのかもしれません。これは、NHKが勝手に線を引くわけにはいきません。これまで放送法上で引かれた線を守っていくということですが、一方で、今までは保有メディアが多すぎるというご指摘を受けてきました。地上、衛星で8波、国際放送も含めると10波になるということですが、もっと少なくともやれるのではないかという議論があるのは承知しております。ただそれぞれの波の役割がありまして、ご案内のとおりそれぞれ放送法あるいは放送普及基本計画に定められているものを実行してきているということから、そこを変えていただければそれをNHKは守っていくということになると思います。例えば衛星放送で3波ございますけれども、それぞれの波の役割が規定されています。規定の中で我々は努力しているだけございまして、その規定を変えてNHKは1波あるいは2波でいいとなればそれはそれで私どもはやらせていただくしかないということです。もう1つは、必ずしも放送法云々ではございませんけれども、メディアの状況、特に放送と通信の融合が言われてございまして、そういう形が実現してきているわけです。それに対してどうするのか。確かに、「民でできるものは民で」という考え方が大事なのはよく承知しておりますけれども、一方でNHKが作ったから、あるいは、NHKが放送で利用したソフトだからもう少しうまく展開できることもあるわけです。そういうものをどうするのかということ

我々は申し上げているわけです。NHKが全く使ったものでもない、放送のために作ったものでもないものを新たに展開しようということは決してないわけです。そこを明確に分けていただけるとご理解いただけるのではないかと。つまり、教育番組のテキストなどがございますが、放送内容を告知するということになっていて、子会社を通じてやらせていただいていますけれども、これは放送ではないけれども放送の内容をテキストの文字などの情報の中で行っていきます。これは受信料ではないわけですが、その中身が放送で作られたものが中心になっているという形が、放送と通信が一体となった時に通信のところでそういったことがあるかもしれないと。そこについては、NHKがやる事業範囲として議論していただく必要があるのではないかとということで、我々としてはやりたいのでご議論いただきたいという言い方になるわけです。

(鈴木主査)

全てオリジンはNHKの番組で出したものに限られるということですか。

(中川理事)

もちろんそうです。放送で使っていないものを出すことは全く考えておりませんし、これまでも考えたことはありません。

(鈴木主査)

例えば、ワンセグだとかサーバー型放送などは、放送法を改正しないとできないですね。

(中川理事)

ワンセグは放送法を改正しなくてもできます、今のところは。放送そのもの、補完放送という位置付けでございます。12セグメントのものと同じものをワンセグでやりましょう、サイマル放送でなければならぬという規定の中でやるためです。

(鈴木主査)

それでは、サーバー型放送やインターネットの類というのは、先ほど法と料金の2つのことをおっしゃってましたが、それをどのようにお考えですか。

(中川理事)

私どもは、サーバー型放送は是非やりたいと思っているのですが、しかし一方でこれをやるために設備投資が必要ですし、著作権処理が必要ですし、それから、メタデータを作成するために結構お金がかかります。こういうものを全て、いくら放送で出てきた成果だとはいえ、新たに投資をし、経費をかけて一部の人がしかご覧にならないようなサービスをするというのはやはり受信料を使うこととは違うのではないかとということで、それは別の負担をしていただくという考え方ができないかということです。もちろん「できない」となればできないのですが。

(鈴木主査)

今日はあまり議論するつもりはありませんが、NHKさんは付加型のサービスと本来のサービスとで差があると言われる。本来サービスは受信料で、付加型のほうは契約受信料というのが有料制度とおっしゃっておられるが、その間が截然と切り分けられるものなのではないでしょうかというのがこちらの考えではあります。

(中川理事)

ワンセグのところ、今放送ができると申しましたが、放送はできるのですが、別内容の放送を

して新たな負担をしてもらおうとすればおっしゃるように放送法を変えなければなりませんし、その負担も考えなければなりません。

(鈴木主査)

新聞で「外国語放送を充実しろ」というようなことが書いてありましたが、それはどうなのでしょう。

(中川理事)

国際放送を充実させたいというのは私どもの考え方でございまして、今ラジオとテレビがございまして、ラジオのほうの一部が「命令放送」、あとはNHK独自の自主放送でございまして、この自主放送と命令放送とを一体となって放送しております。命令放送に22億円の交付金を国からいただいております。ただ自主放送も含めると80数億円の経費がかかります。22の言語で1日65時間ずつ放送しておりますのでそれぐらいかかるのですが、ラジオにつきましては、インターネットでも同じようなものを流しておりますので、ニュースなどはインターネットでもご利用になる方が増えてきています。そうしますとできるだけそういう形に持って行って、むしろ大事なのは映像による国際放送ですので、テレビの国際放送を充実させていきたい、ラジオのほうはインターネットでももう少し手軽にやって、できればテレビに比重を移したいと。

(鈴木主査)

その22億というのは全て経費を賄っているということですか。

(中川理事)

80数億のうちの22億です。

(鈴木主査)

そうしますと、その差額の経費というのは受信料からということですか。

(中川理事)

そうです。テレビのほうは受信料だけでやっております。ただ、テレビの方がものすごく安いです。衛星放送とか総合テレビで放送したものをそのまま、あとで英語の音声をつけるとか字幕をつけるとか、国際放送は兼用しています。新規に作る番組ではございませんで制作費は安いのですが、全て受信料です。この受信料を国際放送でどこまで使っているのかというある一定の整理をするということを私どもは考えております。

(鈴木主査)

受信者も、内容を外国に知ってもらえるということに対して協力しろと言われればそれも1つの理屈かもしれないですがね。日本全体というものを外国に知ってもらおうという問題が誰の仕事かと言ったら、個人の受信料で賄うこととはちょっと違うという感じが私はするのですが。

(中川理事)

今まで放送法にもありますように、NHKが日本のことを海外に伝えていくということが謳われておりますので、それに沿ってある一定限度の中で使わせていただいているということでございます。直接費だけで言いますと、テレビの国際放送に25億円。ラジオがほぼ50億円で、これに人件費や減価償却費を入れますと、ラジオのほうだけで85億円です。

(鈴木主査)

そういった、例えばサーバー型だとかインターネット、外国語放送などをやるときの経費、経理区分という問題、もちろん経理区分はやっておられるだろうと思いますが、最終的に足りない分は普通の受信料から補填せざるを得ないわけですね。そういうことについてはどう考えられますか。

(中川理事)

国際放送のことでしょうか。

(鈴木主査)

サーバー型も含めて。

(中川理事)

サーバー型は経理区分なのか会計分離なのかは、まだそこはわかりませんが、いずれにしても何らかの区分はして明確に分けないといけないと考えています。

(鈴木主査)

別会社化するという構想もありますか。

(中川理事)

論理的に突き詰めていくとそういうことが一番手っ取り早いかもしれませんが、そこまでいなくても、NHKの中で衛星放送が始まった当初やっていたような区分経理という考え方の中でやることも、場合によっては可能なのかな、と。

(鬼木専門委員)

サーバー型放送ですけれども、民放も入るのでしょうか。

(中川理事)

民放さんも独自におやりになると思います。

(鬼木専門委員)

この話はNHKだけではないと。

(中川理事)

NHKだけではないです。民放さんもそれぞれ、例えばフジテレビさんなりTBSさんなりがそれぞれどういうふうにするかはお考えになっていらっしゃると思います。それから通信事業者さんもやるわけです。

(鬼木専門委員)

計画段階ではそれぞれ個別に。

(中川理事)

はい。

(鬼木専門委員)

実施のときにどうなるかはまだわからないと。

(中川理事)

はい、それはわかりません。

(鬼木専門委員)

話題を変えます。やはり場所は10ページですが、外部の人材の登用、役員の起用という項目が

ございます。大変結構なことだと思いますが、率直な感想は、どうして役員だけに限るのかということ。私の印象を申し上げますと、NHKの内と外とで人材の交流が非常に少ないように見えます。それは、会議などの機会、例えば、省庁に行きますと、「A社から出向しています」のように言われる機会が多いのです。民間ではあまり聞きませんが、公的な場所に行きますと人材交流が進んでいることを感じます。外国の方も来ておられます。これがNHKから来ておられる方は一度も会った事がないんです。人的交流でいうとNHKは離れ小島になっていてまずいのではないかというのが感想です。

(中川理事)

そういう交流はそれほどやっていません。ただ、採用も、新規採用、定期的に採用することに加えまして、中途採用をやっておりまして、NHK以外のところでキャリアを研いた方を、さきほど申しましたような外部プロダクションでディレクターとして腕を研かれた方を雇うということ。です。

(鬼木専門委員)

この問題については現場の業務関係と管理関係を分ける必要があると思います。現場のほうはそれぞれ特殊技能の持主ですから交流は当然だと思います。問題は管理部門です。例えば、現在理事をされている方でNHK外部に出向した経験がある方はどの程度いらっしゃるのでしょうか。

(中川理事)

そういう意味ではありません。

(鬼木専門委員)

例えばBBCで3年間勉強してきたとか。

(中川理事)

研修のようなものはしょっちゅうやっていますから、それはございます。理事全員がどうかは、今はわかりません。私は行っていませんが他の人はいるかもしれません。

(鬼木専門委員)

単なる研修ではなく、先方の組織に入ってそこで仕事をすると。

(中川理事)

そこまではやっていないですね。それは人事施策に関することですので私は詳しくありませんけれども、やっていません。

(鬼木専門委員)

どんな組織でも自分のところだけで仕事を繰り返してやっていけば閉鎖的になり、マイナスが多くなるので、外部の情報を入れる必要があります。これは北朝鮮の例を見るまでもなく、世の中で広く通用する事実だと思います。役員起用だけではなく、NHKの組織全体に渡って外部と人材交流し、外部の人材を起用するべきではないかという意見です。

(中川理事)

自分の組織にお帰りになる人にどういう形で仕事をしてもらおうとか、これはなかなか難しく、NHKだけの問題ではありませんので、そこは課題でございますけれども、そういう形を取ら

なくても外の知恵なり考え方なりを入れられるのではないかと思っはいるのですが、特に象徴的な意味で役員の起用を考えています。

(鬼木専門委員)

それではなぜ NHK 以外の他の組織で、人材交流以外の手段でも外の知識は得られるであろうに、ことさらに努力して人材派遣をしたり人材交流したりしているのでしょうか。

(中川理事)

研修とか、形は様々あると思います。研修や実際にお互いに出向する交換的なこともあるかもしれせん。あるいは完全に辞めた上で行く場合もあると思います。

(鈴木主査)

スクランブル化することに対して賛成か反対かというのがどこかにありましたね。ほぼ拮抗していてスクランブル化賛成のほうが少し多かったように記憶していますが。この件でお伺いしますが、なぜ受信料制度にしないと困るのかというと、みんな契約しないといけないと法律に書いているのがはずされることによって、契約者が減ることが一番ご心配になられているということですか。

(中川理事)

前にも申し上げたと思いますが。

(鈴木主査)

前にも何回も伺いました。また、興味本位のものに走りかねないともご説明がありました。この2つ、私はそうはならないと思っているから、そうではないので思い直さないかと何度も申し上げているのですけどね。

(中川理事)

正直に申し上げますと、主査がおっしゃっておられることも承知しておりますが、そういう方が本当に多いのかどうかですよね。私どももよくわからないところでございます。

(鈴木主査)

「法律上払う義務がないので払うのはやめよう」ということがもしどんどん増えるのであれば、それこそ「NHKは必要か」となりますよね。

(中川理事)

放送法に契約してくださいと明記されていますので、私どもはそれに基づいて業務を執行しているわけでございます。根本的に疑義があるということであれば変えてもらうしかないわけですね。私どもはやるしかないわけです。制度としてある以上、できるだけきちんと執行していきたいという思いでやっているわけです、円滑にいくように。そこで円滑にいかないから制度の範囲の中で見直せるところは見直しましょうと。正しく理解してもらうことをお願いしているわけです。

(鈴木主査)

それと、今度のいろいろな問題を契機としてここにもあるように、いろいろお考えになられて正していくことを言うておられますが、当たり前のことをおやりになる、書いてあるのはしっかりしているところであればどこの企業でもやっていることですね。それ自体をけなしている

わけではないですよ、そのことは大事なことです。そういう形である保証、必ずしも十全ではないとしても保証をされると、どうしても保守的になったり独善的になりがちですね。それを、視聴者が評価するということにすると、大げさな表現をすればNHKの職員の方の精神改造に役立つのではないかと思います。これは1991年のアナログ時代においてスクランブル化を提言したときの根底にあった考え方なのですが。そういう点について、「NHK職員はあれ以来、心を入れ替えて、社外役員も入れたのもう大丈夫だ」とお考えなのかどうか。

（中川理事）

いえ、決してそのようなことではなくて、私どもが考えておりますのは、むしろ常に受信料に支えられているという現実があるわけです。場合によっては今回のように拒否も起こります、不払いも起こります。この中で、しかしながらどうやったらいいのかと、信頼を回復するには何があるのかを常に考えるわけです。そういうことに否応なく直面しますし、今も直面しています。その中で放送担当の者は「いい放送を出すんだ」と。そのためには視聴者の方々のご意見を聞くべきだと。聞いたなら聞きっぱなしではなく、いかにそれを生かすことができるかを考えるということを常にやっているわけです。そこは逆にスクランブルをやりますと、「好きな人だけが見ればいい」となり、緊張関係、ある意味での精神的な葛藤がなくなるということも事実だろうと思います。やってみないとわからないということはある程度そういうことも恐れるわけです。割り切ってしまう、割り切ってしまうと同時に進歩がなくなると。現在は、そういう中で視聴者の声を聞くところだ、そこでの評価もまた違う、その中でどうやればいいのかを常に我々は模索しながらやっている。正直申し上げてそうです、誇張しているわけではなくて。

（鈴木主査）

時間もオーバーしていますので。他に質問はありますか。よろしいですか。では、お忙しいところありがとうございました。